

「国保料が高すぎる!」「予定納税が払えない…」そんなときは 減免申請を積極的に活用しましょう!

納付することが困難な世帯で、次の条件に該当される場合、申請により税額が減免される場合があります。

- ① 居住用住宅等に災害を受けた世帯
- ② 平成26年中の世帯の総所得が400万円以下で、平成27年の所得が1/2以下に減少する世帯
- ③ 平成26年中の世帯の総所得が300万円以下で、納税者の長期療養により、世帯の所得が減少し、生活が著しく困難となる世帯
- ④ 平成26年中の世帯の総所得が300万円以下で、世帯主が社会福祉的配慮を必要とする世帯
- ⑤ 平成26年中の世帯の総所得が300万円以下で、就学援助を受けている世帯
- ⑥ 刑務所等に入っているため、医療の給付を受けられない方

必要な人は減免手続きを! 売上の減少等で国保や住民税などが払いきれないという相談が続いています。ただでさえ高くして払いきれない国保や税金に、景気悪化・増税不況が拍車をかけています。しかし、税額を見て「とても払えない」と放置するのは決してしてはいけません。「税金を払えない」のは恥ずかしいことではありません。

春日井民商では、左表の条件に該当する人には、国保の減免手続きをするようにすすめています。くわしくはお近くの役員または事務局までお問い合わせください。

主催:第46回春日井母親大会実行委員会 プレ学習会

「自民党憲法草案を読み解く」

日時:7月24日(金) 午後7時~9時
場所:レディヤンかすがい
2F 第2集会室
講師:市川哲宏弁護士&吉田光利弁護士



国保・住民税に続き所得税の「予定納税」通知も! 予定納税とは、前年度分の所得税額(予定納税基準額)が15万円を超えた場合にその年の所得税の一部(基準額の3分の1の金額)をあらかじめ納付する制度で、1期分の納期限は7月末まで、2期分は11月末となっています。

減免申請は7月15日まで! 6月末の状況で、その年の所得の見積額が基準額よりも少なくなる人は、7月15日までに、所轄の税務署に「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます(2期分は11月15日まで)。

減免申請をせずに納期限を過ぎた場合、延滞税が課せられることになり、申請は早めにお願ひします。

源泉所得税中間納付実務のご案内

源泉所得税(給料の預かり税金)は、1月~6月分をまとめて7月10日(金)までに納めることになっています。この案内は、税務署からは送られてきません。納める税金がない人でも納付書に「0」と書いて提出しなければなりません。この実務を下記の日程で行いますので、ぜひ参加ください。

② 7月6日(月) 午前10時~正午 ③ 7月8日(水) 午後2時~4時
いずれも民商事務所にて行います。日程の合わない方、夜希望の方はご連絡ください。

(持ってくるもの)

- ① 従業員、専従者、役員などの給与明細
(できれば『源泉徴収簿』に記入してご持参ください)
- ② 年末調整の時に使った納付書
(手元に見当たらない場合は事前にお知らせください)

わからないことは事前に事務局までお問い合わせください。



圧殺の海 沖繩・辺野古

藤本幸久 影山あさ子監督作品

7月23日(木) レディヤン春日井
1日3回上映

① 10:30~ ② 13:30~ ③ 18:30~

無料(整理券が必要です)
整理券は事務所にあります

毎月15日までの会費集金に、ご協力をお願いします。 会計 山崎